

綾瀬市都市公園における自動販売機設置
に係る入札案内書

入札に参加するには事前申し込みが必要です。

受付期間 令和7年1月14日(火)～1月28日(火)

入札日時 令和7年2月12日(水)午前10時～

入札場所 綾瀬市役所事務棟5階 J5-2会議室

綾瀬市都市部みどり公園課

目 次

綾瀬市都市公園における自動販売機設置に係る入札案内書……………	2 ～ 1 0
入札参加申込書（様式 1）……………	1 1
誓約書（様式 2）……………	1 2
綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 3）……………	1 3
質問書（様式 4）……………	1 4
入札書（様式 5・様式 5 - 1）……………	1 5 ～ 1 6
委任状（様式 6）……………	1 7
自動販売機設置許可に係る仕様書……………	1 8 ～ 2 0
都市公園に設置する自動販売機に関する協定書（案）（様式 7）…	2 1 ～ 2 5
売上報告書（様式 8）……………	2 6
公園施設設置（管理）許可申請書（様式 9）……………	2 7

綾瀬市都市公園における自動販売機設置に係る入札案内書

1 対象施設

入札 番号	公園名		住 所	貸付 面積	販売 品目	年最低 使用料 (税 抜)	
1	風車公園		大上二丁目 555-9	2 m ²	飲料	5,481 円	
2	風車公園					6,250 円	
3	中村公園		深谷中五丁目 3367-2			2,295 円	
4	光綾公園		深谷上四丁目 5234			アイス	2,295 円
5	光綾公園					飲料	1,633 円
6	光綾公園				アイス	1,633 円	
7	綾瀬 スポ-ツ 公園	レストハウス屋内	本蓼川 345		飲料	1,633 円	
8		レストハウス屋内				2,052 円	
9		レストハウス屋内				2,598 円	
10		第 1 野球場本部席裏				2,193 円	
11		第 1 野球場本部席裏					
12	蟹ヶ谷公園		吉岡 905-10				
13	綾南公園		落合南九丁目 339				
14	綾南公園						
15	神崎遺跡公園		吉岡 3425-5				

設置する自動販売機のサイズは幅 1 2 0 c m、奥行 9 0 c m、高さ 2 0 0 c m を上限とします。

入札番号 1 ~ 6、及び入札番号 1 0 ~ 1 4 の物件には、容器回収ボックスを 2 つ以上設置すること。その他の物件には、容器回収ボックスを 1 つ以上設置すること。

ビンによる販売は行わないこと。

2 設置許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (3 年間)

3 令和 4 年度から令和 6 年度売上本数実績

別紙 1 のとおり

4 日程

項 目	日 程
受付期間	令和7年1月14日(火)から1月28日(火)まで
質問受付期間	令和7年1月14日(火)から1月21日(火)まで
入札日時・場所	令和7年2月12日(水)午前10時～ 綾瀬市役所事務棟5階J5-2会議室
協定の締結予定日	令和7年2月17日(月)

受付、質問受付については土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとなります。

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き2年以上自動販売機事業を営んでいること（綾瀬市において、自動販売機の設置に関して行政財産の目的外使用許可、又は都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を引き続き2年以上受けている場合も含む。）
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、綾瀬市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないもの、又は、民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 次のアからオまでに該当しないこと。
 - ア 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
 - イ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - ウ 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - エ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等と、密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。）
 - オ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は、綾瀬市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）又は支店、営業所を有すること。
- (7) 国税及び、住民登録地又は本店所在地における市税の未納がないこと。
- (8) 令和4年度から令和6年度までの間に国（公社、公団を含む）綾瀬市又は他の地方公共団体と種類（自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可又は公園施設設置許可）を同じくする契約等を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもの。

6 自動販売機の設置条件

(1) 使用形態

本件の設置許可は、都市公園法第5条第1項の規定に基づきます。

(2) 使用料

設置許可期間中の使用料総額は次のとおり算出します。

$\text{落札額} \times 1.10 (\text{消費税}) \times 3 (\text{年})$ (小数点以下は切捨て)

ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、落札額に相当額を加減して支払うこと。綾瀬市が発行する納入通知書により、納付してください。屋外に設置する物件(入札番号1(風車)から入札番号5(光綾)、入札番号10(綾瀬スポーツ)から入札番号15(神崎遺跡)に消費税はかかりません。

なお、納付は年度ごととなり、納期限は毎年度4月30日までとなります。

(3) 設置機器の仕様

ア 設置許可物件が都市公園内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

イ 屋内設置の飲料自動販売機の場合は、ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

ウ 日本産業規格の据付基準や日本自動販売システム機械工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

エ 設置する自動販売機についてはキャッシュレス決済に対応する機種とすること。

(4) 設置条件

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費用を含む。)工事等の実施による移設、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。

なお、入札番号4～11(光綾、綾瀬スポーツ)は既設の電源を使用することは可能ですが、それ以外は電気工事が必要となります。

イ 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、公園利用者に危険が生じないよう、また施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

ウ 光熱水費は、設置事業者の負担とし、直接電気事業者に支払うこと。

ただし、入札番号4～11(光綾、綾瀬スポーツ)については、計測用子メーターを設置し、それによる実費を公園管理者(指定管理施設内にあつては、指定管理者。以下「公園管理者等」という。)が発行する請求書等により、指定する納期限までに納付すること。

エ 事業者は半期ごとに売上数及び売上額を、すみやかに報告すること。

オ 販売品目は飲料及びアイスとし、酒類の販売は行わないこと。

カ ビンによる販売は行わないこと。

キ 価格については、希望小売価格を上回る価格で販売しないこと。

また、販売品目について公園管理者等と協議するものとする。

スポーツ施設指定管理者により、綾瀬スポーツ公園のレストハウス内に売店を設置する予定です。販売品目は、弁当・パン・カップめんなどの軽食、ゼリー飲料各種、清涼飲料水、栄養調整食品、菓子類、アイス、スポーツ用品、綾瀬市のゆるキャラグッズなどになります。

ク 設置日は、原則として令和7年4月1日（火）とします。設置が4月1日（火）より遅れる場合は、分かり次第すみやかに公園管理者等に相談・協議する。ただし、設置日にかかわらず、使用料は4月1日（火）から発生することになりますので御了承ください（ 設置日時に関しては公園管理者等と十分に調整すること）。

(5) 維持管理

ア 商品の補充、金銭管理等の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。

エ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

オ 自動販売機設置に伴う事故については、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

カ 自動販売機に係る盗難事故及び破損事故に関しては、綾瀬市の責によるものが明らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によりすみやかに復旧すること。

キ 自動販売機の故障及び問い合わせは、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

ク 自動販売機の設置に起因する施設の清掃、美化、故障等のトラブル等については、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、設置許可期間が満了したとき、又は設置許可を取り消されたときは、綾瀬市が指定する日までにすみやかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができません。

7 入札申込手続き

(1) 受付期間

令和7年1月14日(火)から1月28日(火)まで
土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

綾瀬市早川550番地

綾瀬市役所事務棟5階みどり公園課

直接書類を持参してください。郵送による受付はいたしません。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 綾瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書(様式3)

エ 証明書

個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合・・・印鑑証明書、登記事項証明書(現在事項証明書又は代表者事項証明書)

発行後3か月以内のものとしします。

オ 納税証明書

個人の場合・・・国税(申告所得税、消費税・地方消費税) 住民登録地の市税(市県民税)の納税証明書

法人の場合・・・国税(法人税、消費税・地方消費税) 本店(主たる事務所)所在地の市税(法人市民税)の納税証明書

非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

発行後3か月以内、最新年分のものとしします。

カ 令和4年度から令和6年度の間に国(公社、公団を含む) 綾瀬市又は他の地方公共団体と種類(自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可又は公園施設設置許可)を同じくする契約等を1回以上にわたって締結したことの証明。

貸付契約書、行政財産の目的外使用許可書又は公園施設設置(管理)許可書の写しでこの証明とすることができるものとしします。

県の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出の必要はありません。

キ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類(カタログでも可)

(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和7年1月14日(火)から1月21日(火)まで
土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

イ 質問提出方法

質問書（様式４）をメール又はFAXで提出してください（必ず送信した旨の電話をしてください。）

メールアドレス：wm.705627@city.ayase.kanagawa.jp

FAX：0467-70-5703

電話：0467-70-5627

ウ 質問回答日

令和7年1月24日（金）にホームページにて公開いたします。

(5) 入札参加申込受付書の交付

入札参加申込みは、原則として必要書類を持参した日に書類審査のうえ受付を行います。受付が済みますとその場で「入札参加申込書」の写しに受付印を押印したものを交付いたします。これが入札参加申込受付書になりますので、入札当日に必ず持参してください。

8 入札

(1) 入札及び開札の日時

令和7年2月12日（水）午前10時～

入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

(2) 入札及び開札の場所

綾瀬市役所事務棟5階J5-2会議室

(3) 入札方法

ア 入札金額は、1年の使用料の金額（消費税を加算しない金額）を記載すること。

イ 入札書には、入札金額のほか、指定事項を記載し、記名押印すること。

ウ 1回目の入札が不調の場合は、2回目の入札を行いますので、押印した「入札書」（様式5）は2部用意してください。

エ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印すること。

金額を訂正されたものは無効となりますので、新しい入札書に記載し直してください。

オ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回をすることができないものとする。

カ 入札書は、入札者又はその代理人が持参すること。

代理人が入札をする場合は、委任状（様式6）の提出が必要となります。

キ 最低使用料を下回った入札書は無効とします。

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるときは、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあり

ます。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とします。

- ア 入札を行う資格のない者が入札したもの
- イ 所定の日時までに到着しないもの
- ウ 記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの
- エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額を持って価格を表示しないもの
- オ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの
- カ 不正な行為により入札をしたもの
- キ その他担当職員が特に指定した事項に違反したもの

(6) 入札時に持参する書類

- ア 入札参加申込受付書（様式1「入札参加申込書」の写しに受付印を押印したもの）
- イ 委任状（様式6）
代理人が参加する場合のみ必要です。
- ウ 入札書（様式5）2部

(7) 入札保証金 免除

9 落札

- (1) 有効な入札により、最高金額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定します。
- (3) 自動販売機が2台以上並ぶ公園（風車、光綾、綾瀬スポーツ、綾南）の落札につきましては、若い入札番号から落札業者を決定し、同一業者が2台落札することはできません。

10 設置許可の手続き

- (1) 落札者は、令和7年2月17日（月）までに、綾瀬市と都市公園法第5条第1項による設置許可の申請及び設置条件を定める協定書（様式7）により協定の締結をしなければなりません。
- (2) 設置許可の申請、協定の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 設置許可期間中の使用料総額は次のとおり算出します。

落札額 × 1.10（消費税） × 3（年）（小数点以下は切捨て）

ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、落札額に相当額を加減して支払うこと。綾瀬市が発行する納入通知書により、納付してください。屋外に設置する物件（入札番号1（風車）から入札番号5（光綾）、入札番号10（綾瀬スポーツ）か

ら入札番号 1 5（神崎遺跡）に消費税はかかりません。

なお、納付は年度ごととなり、納期限は毎年度 4 月 3 0 日までとなります。

- (4) 設置許可期間中に会社の名称変更、合併などがあった場合も、設置許可内容を引き継ぐものとします。

11 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札額、落札者）を綾瀬市ホームページにて公表します。

12 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
(2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、同施行令、綾瀬市公有財産規則、同契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

13 問い合わせ先

神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地

綾瀬市都市部みどり公園課 大野

電 話 0 4 6 7 - 7 0 - 5 6 2 7

F A X 0 4 6 7 - 7 0 - 5 7 0 3

メールアドレス wm.705627@city.ayase.kanagawa.jp

別紙 1

自動販売機売り上げ実績（令和４年度から令和６年度）

年度	対象期間	入札番号														
		売上本数（本）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
4	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで	5,633	4,583	2,020	1,185	822	新規設置	1,932	2,776	2,557	8,114	4,293	3,242	3,298	2,190	964
	令和4年10月1日から 令和5年3月31日まで	5,061	3,990	1,912	3,038	2,647		1,426	1,600	1,863	4,757	2,523	3,514	3,112	1,945	649
5	令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで	5,412	4,211	1,952	3,487	3,156		2,362	2,743	4,626	9,027	4,670	3,740	3,966	2,177	782
	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで	4,349	3,314	1,890	3,784	2,869		1,685	1,557	2,088	4,234	2,581	2,837	3,019	1,628	721
6	令和6年4月1日から 令和6年9月30日まで	4,071	4,051	2,019	6,041	5,699		2,428	3,362	5,046	7,490	4,926	3,231	3,466	2,030	820
	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで															

新規設置となる入札番号 6（光綾）は管理棟内の設置となりますが、管理棟の開放時間は 8 時 3 0 分～ 1 7 時 0 0 分を予定しております。なお、開放時間は変更になる可能性があります。

様式 1

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

印

綾瀬市都市公園における自動販売機設置に係る入札案内書の内容を承知の上、下記設置許可物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。また、綾瀬市のホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

入札希望物件に○を付けてください。

	入札番号 1 風車公園		入札番号 9 綾瀬スポーツ公園 レストハウス屋内
	入札番号 2 風車公園		入札番号 10 綾瀬スポーツ公園 第 1 野球場本部席裏
	入札番号 3 中村公園		入札番号 11 綾瀬スポーツ公園 第 1 野球場本部席裏
	入札番号 4 光綾公園		入札番号 12 蟹ヶ谷公園
	入札番号 5 光綾公園		入札番号 13 綾南公園
	入札番号 6 光綾公園		入札番号 14 綾南公園
	入札番号 7 綾瀬スポーツ公園 レストハウス屋内		入札番号 15 神崎遺跡公園
	入札番号 8 綾瀬スポーツ公園 レストハウス屋内		

添付書類（提出する書類に○を付けてください。）

- () 誓約書
- () 綾瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書
- () 印鑑登録証明書（個人）
- () 身分証明書（個人）
- () 印鑑証明書（法人）
- () 登記事項証明書等（法人）
- () 納税証明書
- () 自動販売機設置の実績等を証する書類
- () 自動販売機の仕様がわかる書類

担当者氏名
電話・FAX 番号
メールアドレス

様式 2

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

誓約者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者名	印

綾瀬市都市公園における自動販売機の設置に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していません。
- 2 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てはされていません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

以上

綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

誓約者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者名	印

綾瀬市都市公園における自動販売機の設置に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号。以下、「市条例」という。）第 2 条第 2 号に定める暴力団
 - (2) 市条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- 2 上記 1 に該当する者でないことを確認するため、綾瀬市から氏名（法人の場合は役員）住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、すみやかに書面により提出します。また、綾瀬市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

様式 4

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名
担当者

質 問 内 容	回 答

担当者氏名
電話番号
F A X 番号
メールアドレス

様式 5

入 札 書

令和 年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申込人

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

印

次の金額で設置したいので、関係書類を熟読の上、綾瀬市契約規則を遵守し入札します。

入札金額	入札書別紙のとおり
------	-----------

件名 綾瀬市都市公園における自動販売機設置に係る一般競争入札

入 札 書 (別紙)

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

件 名 綾瀬市都市公園における自動販売機設置に係る一般競争入札

入札 番号	物件名称	入札金額								
1	風車公園									円
2	風車公園									円
3	中村公園									円
4	光綾公園									円
5	光綾公園									円
6	光綾公園									円
7	綾瀬スポーツ公園レストハウス屋内									円
8	綾瀬スポーツ公園レストハウス屋内									円
9	綾瀬スポーツ公園レストハウス屋内									円
10	綾瀬スポーツ公園第1野球場本部席裏									円
11	綾瀬スポーツ公園第1野球場本部席裏									円
12	蟹ヶ谷公園									円
13	綾南公園									円
14	綾南公園									円
15	神崎遺跡公園									円

(注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」または「¥」を記入すること。

2. 記載する金額は、1年の使用料の金額で、消費税を加算しない金額を記入してください。

様式 6

委 任 状

(宛先) 綾瀬市長

私は、.....を代理人として次の事項を委任します。

委 任 事 項

綾瀬市都市公園における自動販売機設置に係る一般競争入札に関する一切の権限

受 任 者 印

令和 年 月 日

委任者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

印

自動販売機設置許可に係る仕様書

1 設置許可施設

入札 番号	公園名		住 所	貸付 面積	販売 品目	年最低 使用料 (税 抜)		
1	風車公園		大上二丁目 555-9	2 m ²	飲料	5,481 円		
2	風車公園					6,250 円		
3	中村公園		深谷中五丁目 3367-2			2,295 円		
4	光綾公園		深谷上四丁目 5234			アイス	2,295 円	
5	光綾公園				飲料	1,633 円		
6	光綾公園				アイス	1,633 円		
7	綾瀬 スポ ーツ 公園	レストハウス屋内	本蓼川 345			飲料	1,633 円	
8		レストハウス屋内					アイス	1,633 円
9		レストハウス屋内						
10		第 1 野球場本部席裏				飲料	1,633 円	
11		第 1 野球場本部席裏					2,052 円	
12	蟹ヶ谷公園		吉岡 905-10			飲料	2,598 円	
13	綾南公園		落合南九丁目 339				2,1932 円	
14	綾南公園							
15	神崎遺跡公園		吉岡 3425-5					

設置する自動販売機のサイズは幅 1 2 0 c m、奥行 9 0 c m、高さ 2 0 0 c m を上限とします。

入札番号 1 ～ 6、及び入札番号 1 0 ～ 1 4 の物件には、容器回収ボックスを 2 つ以上設置すること。その他の物件には、容器回収ボックスを 1 つ以上設置すること。

ピンによる販売は行わないこと。

2 設置許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (3 年間)

3 設置機器の仕様

- (1) 設置許可物件が都市公園内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- (2) 屋内設置の飲料自動販売機の場合は、ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。
- (3) 日本産業規格の据付基準や日本自動販売システム機械工業会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- (4) 設置する自動販売機についてはキャッシュレス決済に対応する機種とすること。

4 設置条件

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用含む）、工事等の実施による移設、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

なお、入札番号４～１１（光綾、綾瀬スポーツ）は既設の電源を使用することは可能ですが、それ以外は電気工事が必要となります。

- (2) 自動販売機及び回収ボックスの設置にあたっては、公園利用者に危険が生じないように、また施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- (3) 光熱水費は、設置事業者の負担とし、直接電気事業者に支払うこと。
ただし、入札番号４～１１（光綾、綾瀬スポーツ）については、計測用子メーターを設置し、それによる実費を公園管理者（指定管理施設にあつては、指定管理者。以下「公園管理者等」という。）が発行する請求書等により、指定する納期限までに納付すること。
- (4) 事業者は、半期ごとに年間売上数及び売上額をすみやかに報告すること。
- (5) 販売品目は飲料及びアイスとし、酒類の販売は行わないこと。
- (6) ピンによる販売は行わないこと。
- (7) １本あたりの価格については、希望小売価格を上回る価格で販売しないこと。また、販売品目について公園管理者等と協議するものとする。

スポーツ施設指定管理者により、綾瀬スポーツ公園のレストハウス内に売店を設置する予定です。販売品目は、弁当・パン・カップめんなどの軽食、ゼリー飲料各種、清涼飲料水、栄養調整食品、菓子類、アイス、スポーツ用品、綾瀬市のゆるキャラグッズなどになります。

- (8) 設置日は、原則として令和７年４月１日（火）とします。設置が４月１日（火）より遅れる場合は、分かり次第すみやかに公園管理者等に相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、使用料は４月１日（火）から発生することになりますので御了承ください（設置日時に関しては公園管理者等と十分に調整すること）。

5 維持管理

- (1) 商品の補充、金銭管理等の維持管理については、業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適正に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 衛生管理および感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 自動販売機設置に伴う事故については、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (6) 自動販売機に係る盗難事故及び破損事故に関しては、綾瀬市の責によるこ

とが明らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。

また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によりすみやかに復旧すること。

(7) 自動販売機の故障及び問い合わせは、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 自動販売機の設置に起因する施設の清掃、美化、故障等のトラブル等については、設置事業者の責任において対応すること。

6 原状回復

設置事業者は、設置許可期間が満了したとき、又は設置許可を取り消されたときは、綾瀬市が指定する日までにすみやかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができません。

7 売上状況の報告

自動販売機設置事業者は、半期毎の報告を翌月末日までに公園管理者へ行うこととする。報告様式は、別紙売上報告書（様式 8）を使用すること。

8 その他

設置事業者は、設置許可期間が満了したとき又は、設置許可を取り消されたときは、綾瀬市が指定する日までにすみやかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができません。

様式 7

都市公園に設置する自動販売機に関する協定書（案）

綾瀬市（以下「貸付人」という。）と○○○○○○○○○○（以下「借受人」という。）とは、都市公園に設置する自動販売機に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 借受人は、都市公園法（昭和31年法律第79号）都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）綾瀬市都市公園条例（昭和51年綾瀬町条例第12号）綾瀬市都市公園条例施行規則（昭和51年綾瀬町規則第6号）その他関係法令の定めに従うとともに、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

2 貸付人及び借受人は、本協定書及び本協定の履行に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。国内の法規に従い本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後も適切に取り扱うものとする。

（目的）

第2条 借受人は、貸付人が所有する都市公園の一部箇所を、自動販売機の設置を目的として使用し、その設置許可により発生した使用料を、貸付人に支払うものとする。

2 借受人は、前項の目的を変更してはならない。

3 借受人は、設置許可物件を第1項の用途に供するにあたっては、別紙仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

（設置許可物件）

第3条 設置許可物件は次のとおりとする。

設置公園名	所在地	設置台数	設置面積

（設置許可期間）

第4条 設置許可の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

（使用料）

第5条 期間内の使用料の総額は、金 円（税込）とする。

2 借受人は、前項に定める使用料を、次のとおり、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年 度	納 付 金 額	納 入 期 限
令和 7 年度 (令和7年4月～令和8年3月分)		
令和 8 年度 (令和8年4月～令和9年3月分)		
令和 9 年度 (令和9年4月～令和10年3月分)		

(電気料金の支払い)

第 6 条 借受人は、本協定に基づき設置した自動販売機の電気使用量を直接電気事業者に支払うものとする。ただし、入札番号 4 ～ 1 1 (光綾、綾瀬スポーツ) については、計測用子メーターを設置し、それによる実費を公園管理者 (指定管理施設内にあっては、指定管理者。) が発行する請求書により、指定する納期限までに納付すること。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用電気料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した使用電気料金を算出し、借受人に請求するものとする。

(延滞金)

第 7 条 借受人は、前 2 条に基づき、貸付人が定める納入期限までに使用料及び電気料 (以下「使用料等」という。) を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例 (昭和 6 3 年綾瀬市条例第 5 号) の定めるところにより、延滞金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 8 条 借受人は、本協定締結後、設置許可物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第 9 条 借受人は、設置許可物件を、善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、設置許可物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持修繕)

第 1 0 条 貸付人は、設置許可物件の維持補修の責を負わない。

2 設置許可物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(転貸等の禁止)

第 1 1 条 借受人は、貸付人の承認を得ないで設置許可物件の使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは設置許可物件を転貸し、又は設置許可物件の使用目的を変更してはならない。

(実地調査等)

第 1 2 条 貸付人は、必要と認めるときは、設置許可物件を調査し、又は借受人に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(設置許可の取り消し)

第 1 3 条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可を取り消すことができるものとし、このために借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 借受人が、本協定に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が本協定を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 設置許可物件及び設置許可物件が所在する都市公園の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると貸付人が認めたとき。
- (10) 使用料その他の債務の支払いを、納入期限から 3 箇月以上怠ったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、貸付人が協定を継続しがたいと認めたとき。

2 貸付人は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため設置許可物件を必要とするときは、設置許可を取り消すことができる。

(暴力団等排除に係る取り消し)

第 1 4 条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可を取り消すことができる。この場合において、取り消しにより借受人に損害が生じても、貸付人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 借受人が個人である場合には、その者が、綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号。以下本条において「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員又は第 4 号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

- (2) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。
- (3) 借受人が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。
- (4) 借受人又は役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- ２ 前項の規定により、貸付人が設置許可を取り消した場合においては、借受人は、使用料の１００分の１０に相当する額を貸付人に違約金として、貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第１５条 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- ２ 借受人は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、貸付人と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- ３ 借受人は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに貸付人に報告するとともに、被害届をすみやかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（違約金）

- 第１６条 借受人は、第４条に規定する設置許可期間中に、第２条及び第１１条に定める義務に違反したときは、第５条に規定する使用料の総額の１００分の１０に相当する額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。
- ２ 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第１７条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

（相殺）

- 第１７条 借受人が、違約金その他借受人の負担する金額を支払わない場合は、使用料その他一切の債務と相殺することができる。

（使用料の清算）

- 第１８条 貸付人は、本協定が第１３条第１項の規定により設置許可期間の途中で取り消された場合において、その原因が借受人の責めに帰することができな

い事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の使用料のうち未経過期間に係る部分について、これを借受人に対して返還しない。

- 2 貸付人は、第13条第2項の規定により、設置許可が取り消されたときは、既納の使用料のうち、借受人が設置許可物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の使用料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

- 第19条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために、貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

- 第20条 借受人は、第4条に規定する設置許可期間が満了したとき、又は第13条の規定により設置許可が取り消されたときにおいて、設置許可物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(協定の費用)

- 第21条 この協定及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

- 第22条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、貸付人、借受人協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

- 第23条 この協定に関する訴の管轄は、綾瀬市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

貸付人	住所	神奈川県綾瀬市早川550番地
	名称	綾瀬市
	氏名	綾瀬市長 橘川佳彦 印
借受人	住所	
	名称	
	氏名	印

様式 8

売 上 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) みどり公園課長

住所

氏名又は名称及び代表者

自動販売機の売り上げ実績を次のとおり報告します。

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 売上額

NO	販売品目	設置施設	場所	売上本数	売上額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式 9

第 5 号様式（第 5 条関係）

公園施設設置（管理）許可申請書

年 月 日	
（宛先）綾瀬市長 住 所 申請者 氏 名 （名称及び代表者氏名） 電 話 次のとおり申請します。	
公 園 の 名 称	
申 請 の 区 分	☐ 新 規 ☐ 変 更 ☐ 更 新
設置・管理の目的	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設置する場所又は 管理する公園施設	
施 設 の 構 造	
管 理 の 方 法	
工事実施の方法	☐ 直 営 ☐ 請負施工
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 面 積	㎡
添 付 書 類	☐ 施設設計図
変 更 理 由	

備考 欄は、変更申請の場合に記入してください。